

メディカルスタディ協会 会則

第1章 総 則

第1条（名称） この会は、メディカルスタディ協会（以下「本会」）という。

第2条（事務局）本会の事務局は、有限責任中間法人メディカルスタディ協会内に置く。

また、本会の運営に孫わる契約行為、支払い等についての責任は有限責任中間法人メディカルスタディ協会が負うものとする。

第2章 目的および活動

第3条（目的）本会は医療分野、福祉分野について会員が当会主催の研修会を通じて研鑽を重ねることにより当該分野に対する知識を深め、その結果会員が当該分野に対して幅広く貢献していくことを目的とする。また、当会の活動としては、当会を通じて知り合った会員同士が協力して、セミナー活動、共同ビジネス等をともに行っていく。さらに、その結果として、会員自身の企業の発展を目指していく。

第3章 事 業

第4条（活動）本会は前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- 1．月例会の開催
- 2．会員向けの研修会の開催
- 3．医科・歯科の開業および経営セミナーの主催
- 4．病院・介護福祉施設のための経営セミナーの主催
- 5．その他、本会の目的達成のために必要とされる活動

第4章 会 員

第5条（入会）第3条の目的に賛同し、本会の会員になろうとするものは、当会で定めた入会申込書に所定の事項を記載して、入会申し込みをし、入会について理事会の承認を得なければならない。理事会の承認を得たものは、当会の会員となる。会員には、会員証と当会の名刺（100枚）が発行されるものとする。当会の会員となったものは、自己研鑽を行うと同時に広く当会の存在を知らしめ、より多くの会員を集めるために努力しなければならない。

第6条（会費）理事会の承認を得て入会を許可された会員は、入会金として、1万円を支払い、また月々5,000円の会費を納めるものとする。

第7条（ビジター）当会の会員ではないが、当会の会員の紹介により、当会が主催する研修会にスポットで参加するものをビジターとする。ビジターは、1回につき5,000円の研修参加費を支払うものとする。

第5章 役員

第8条 (役員) 当会は、当会の役員としてつぎの役職を設ける。

1. 理事長
2. 専務理事
3. 理事
4. 監事

第9条 (役員) の職務)

1. 理事長は、会を代表し、会議を招集・主催し会務を統括する。
2. 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。
3. 監事は、本会の会計を監査する。

第10条 理事・監事の任期は次のとおりとする。

1. 理事の任期は2年とし、留任を妨げない。
2. 監事の任期は4年とし、留任を妨げない。
3. 補欠選任された理事・監事の任期は、前任者の残存期間とする。

第6章 会議

第11条 本会の会議は、例会および理事会ならびに社員総会とする。

1. 例会は、原則毎月第3木曜日の午後3時より開催する。
2. 理事会は、原則毎月第3木曜日の午後2時より開催する。
3. 社員総会は、毎年10月に開催する。
4. 本会の会議は、理事長が召集し、会議の議長となる。
5. 本会の会議の準備は、事務局がこれにあたる。
6. ただし、例会および理事会はその状況により日時を変更することがある。

第7章 会計

第12条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

第13条 本会の収支予算は、理事会および総会の議決により定め、収支決算は、会計年度終了後速やかに作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第14条 本会の会計年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

第8章 雑則

第15条 本規約の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

第16条 本規約は、平成18年7月1日より施行する。

第17条 会員相互の発展や情報の共有を図る為、会員同士のジョイント活動に関しては事務局まで報告すること。ただし活動内容を全て公表するものではない。

第18条 セミナー開催など特別に費用が発生するイベントに関しては、その都度予算を組み適切な方法で予算を集める。